

意見募集案件	北広島市学童クラブ条例・施行規則の改正
担当課	子育て支援部子ども家庭課 電話 011-372-3311 内 2204

意見募集期間	令和6年7月1日(月) から 令和6年7月31日(水) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(子ども家庭課)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島7月1日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面(様式自由)による提出</li> <li>・オンラインによる提出(市ホームページから提出)</li> <li>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか</li> <li>・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと</li> </ul> <p>※住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。</p> <p>※市外にお住まいの方は、北広島市との関係を記入してください。(通勤・通学等)</p> <p>子育て支援部子ども家庭課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-398-4306 電子メールアドレス: kodomo@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	令和6年8月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 各学童クラブの近年の入所人数の増減に伴い、移転、分離、廃止を行う必要があるため。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 大曲学童クラブの移転、東部学童クラブの分離、西部第二学童クラブの廃止。</p> <p>(3) その案の根拠となる法令の規定 児童福祉法第6条の3第2項の規定</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 基準を満たした学童保育ができる。</p> <p>(5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報)</p>
対象となる政策等 の原案	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント後のスケジュール</li> </ul> <p>令和6年9月: 条例提案    令和6年12月: 入所申込み    令和7年4月: 条例施行</p>

